

貯蓄預金

2022年 6月22日現在

商品名	貯蓄預金【2021年12月1日新規取扱終了】
販売対象	・個人のみ
期間	・期間の定めはありません。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預け入れできます。 ・ 1円以上 ・ 1円単位
払戻方法	・ 随時払戻しできます。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 変動金利 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・ 30万円未満、30万円以上300万円未満、300万円以上の3段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します。 ・ 年2回（3月、9月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位100円とした1年を365日とする日割計算
税金	・ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。）
未利用口座	・ 普通預金規定および貯蓄預金規定の改定以降（2021年6月1日以降）に開設した口座で、2021年6月1日以降、最後の預入れまたは払戻し（当該預金の利息入金および本手数料の引き落としを除く）から2年以上、一度も預入れまたは払戻しがない普通預金口座および貯蓄預金口座 ただし、以下の①～④のうちいずれか一つでも該当する場合は未利用口座の対象外となります。 ①残高が10,000円以上である場合 ②同一取引店で、他に預かり金融資産（定期性預金、国債、保険等）または借入（カードローン契約を含む）がある場合 ③口座の名義人が未成年の場合 ④後見制度支援預金の場合 * 普通預金口座は、決済用普通預金口座、総合口座を含みます。 * 盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も対象となります。
手数料	・ キャッシュカードによる払戻し未利用口座にあたっては、当金庫所定の手数を徴求します。（詳しくは、当金庫HP内の「手数料一覧」をご覧ください。）
付加できる特約事項	・ 普通預金との間で資金を移動させるスウィング（自動振替）サービスの取扱いができます。 ・ マル優の対象商品です。
中途解約時の取扱い	_____
金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。

苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置・紛争解決措置の概要については、別紙「当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」をご覧ください。
その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません。 ・ 「総合口座」の取扱いはできません。 ・ 預金保険制度の付保対象預金であり、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)

預-3

広告等承認24-33号